

診療用放射性同位元素（R I）等の届出受理に関する事務取扱要領

平成15年 6月 5日 制定

- 1 この要領は、医療法（昭和23年法律第205号）第15条第3項の規定に基づく届出の受理に関して、必要な事務取扱を定めることを目的とする。
- 2 この要領は、次の各号に定める場合に適用する。
 - (1) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下「省令」という。）第25条の規定による届出
 - (2) 省令第25条の2の規定による届出
 - (3) 省令第26条の規定による届出
 - (4) 省令第27条第1項の規定による届出
 - (5) 省令第27条の2の規定による届出
 - (6) 省令第28条第1項の規定による届出
 - (7) 省令第29条第2項の規定による届出のうち前6号の変更に係るものの届出
- 3 浜松市医療法施行細則（平成9年規則第45号）第24条第2項、第25条第2項、第26条第2項、第27条第2項、第28条第2項及び第30条第2項に規定する書類は、遮へい計算書、排気計算書及び排水計算書（以下「遮へい計算書等」という。）とする。
- 4 保健所長は、第2条に係る届出をしようとする者の遮へい計算書等について、あらかじめ基準に適合しているかを確認するものとする。
- 5 保健所長は、前条の確認を行うにあたり、保健所長があらかじめ指名した診療用放射性同位元素の遮へい計算等に関する学識経験を有する者（以下「専門家」という。）の意見を聞くことができる。
- 6 専門家は、遮へい計算書等に関し疑義がある場合は、保健所長を通じて、届出しようとする者から意見を聞くことができる。

附 則

この要領は、平成15年6月5日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年3月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。